

(写)

令和4年8月17日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 様

山口地方最低賃金審議会  
山口県最低賃金専門部会  
部会長 赤穴 泰博

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月6日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、審議においては、労働者代表委員から、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに急激な物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明され、使用者代表委員から、山口県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、春闘の賃上げ率以上の最低賃金引上げとなることに対して、経営の継続が出来ない事業者が発生する懸念、雇用維持への不安等、厳しい意見が表明された。

労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、公益委員見解を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。なお、審議経過については、別紙3のとおりである。

また、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額857円）は山口県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部会長	赤穴 泰博
部会長代理	小林 友則
	濱島 清史

(労働者代表委員)

富 田 博 之  
山 本 章 宏  
横 山 崇

(使用者代表委員)

阿 野 徹 生  
奥 田 宏  
坂 本 竜 生

(五十音順)

山口県最低賃金

- 1 適用する地域  
山口県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間888円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和4年10月13日

## 令和4年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金については、時間額 888 円、引上げ額 31 円、引上げ率 3.6%。  
発効日は、令和4年10月13日とする。

### 1 現下の経済・雇用情勢

山口県の経済情勢は、新型コロナウイルス感染第7波の影響で引き続き予断を許さないものの、現状では行動制限もなく消費活動の正常化にともない、経済活動活性化への動きもみられる。また、長期化するウクライナ情勢等による原油等の原材料価格の高騰、円安などの影響により先行きに不透明感はあるものの、直近の山口県金融経済情勢でも「県内景気は緩やかに持ち直している」との情勢判断がされている。

有効求人倍率は全国を上回る水準を示しており、失業率も昨年と比べて改善がみられる中、企業倒産も落ち着いている。

### 2 中央最低賃金審議会の目安

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、消費者物価の上昇を背景に、「生計費」「賃金」「通常の事業の支払い能力」の3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額（山口県のCランクでは30円）が示されたうえで、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から、目安を十分に参酌することが強く期待されている。

### 3 判断理由

新型コロナウイルスの感染状況、原材料費等の高騰による影響は、予断を許さない状況にあるが、本地方最低賃金審議会においては、労使の意見、目安及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

① 賃金については、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は1.6%（Cランク）、継続労働者に限定した第4表③では2.0%（Cランク）となっている。また、山口県の春季賃上げ妥結状況（企業規模300人未満）における賃金上昇率は1.96%となっているが、これらには本年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性に留意したこと

② 消費者物価上昇率（総務省「消費者物価指数」（「持ち家の帰属家賃を除く総合」（全国）に拠る）は、4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%となるほか、山口市では4月に2.9%、5月に3.0%、6月に3.2%（山口市の4～6月の3か月平均は3.0%）となっていることから、生計費上昇分については、3%を超える水準と考えられること

③ 「法人企業景気予測調査結果」によれば、本年4～6月の県内企業全体の景況判断BSI

は、昨年同期と比較すれば悪化しているが、1月～3月からは大きく「下降」超幅が縮小し、7～9月期は「上昇」超に転じる見通しとなっている。「山口県金融経済情勢」でも7月の「県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している」から8月は「県内景気は、緩やかに持ち直している」と判断されていること

④ 山口県の雇用情勢は、有効求人倍率が4月に1.53倍、5月に1.47倍、6月に1.48倍、新規求人倍率が4月に2.39倍、5月に2.29倍、6月に2.43倍と、どちらも前年同月比で大きく上回る水準で推移しており、失業率も今年になって全国を下回る2%以下であること

⑤ 現行の目安制度のもとで、異なるランク間での最低賃金の格差の拡大は、大きな課題であり、総合指標との整合性や地域間格差の是正を考慮する必要があること

⑥ 最低賃金の引上げは、中小企業を中心に経営への圧迫につながることも留意する必要があり、引上げの水準には一定の限界があると考えられること

#### 4 行政への要望

行政においては、厳しい業況の中小企業・小規模事業者配慮しつつ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化、下請取引の適正化、金融支援など、今後も継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るよう求める。

以上

## 地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

### ●はじめに

令和4年度の地域別最低賃金額改正については、3回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

はじめに、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき比較したところ、令和3年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額857円は、山口県の生活保護費を下回っていないことが確認された。

### ●労働者側主張

#### 第1回専門部会では、

- 1 2021連合リビングウエイジによると、山口県は時間額980円となるので、山口県最低賃金額857円と比較すると123円の開きがある。この金額は昨年12月に改定されたもので、昨今の物価上昇は反映されていないものである。
- 2 最近の急激な物価上昇は全国及び山口県の消費者物価指数に具体的に表れており、特に生活必需品的な物価の大幅な上昇となっている。  
今後も多くの品目について値上げの見通しであり、早期に時間額980円に到達しなければならない。
- 3 目安額30円とした場合の影響率は16.6%で、昨年並みの影響率である。昨年並みの労働者に対して影響を与えることができることは非常に重要であるとの認識である。
- 4 意見陳述の中で述べられた時給1,500円の早期実現の要請については、急激な金額引上げによる中小、零細企業に与える影響は大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であるとの認識である。
- 5 早期に時間額980円を目指すにしても、地域間格差の是正に努めるためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。

- 6 意見陳述の中で、年間 2,000 時間働いても、年収 200 万円に満たない労働者の話があったが、最低賃金近傍で働く方にとっては死活問題であり、悲痛な叫びと受け止めている。
- 7 今年度の引上げ額は目安額 30 円に 11 円加えた 41 円として提示する。11 円については、山口県最低賃金にかかる令和 2 年度に他県と開いた差 1 円、今年の A、B ランクとの目安額の差 1 円、福岡県最低賃金額との格差是正として 7 円を算定したら 9 円に、2021 リビングウエイジで示された金額 980 円を 3 年かけて到達すると年 41 円を継続的に引き上げる必要があるため、残りの 2 円を計上したものである。

との主張がされました。

### 第 2 回専門部会では、

- 1 第 1 回専門部会で提示した引上げ額 41 円の主張については、今回、目安額 30 円に福岡県との最低賃金額格差是正のための 7 円を加えた 37 円に変更し、歩み寄りたい。
- 2 労働者側としては、リビングウエイジの 980 円の到達を目標としているものの、その通過点として、近県との格差の話が出てくる。そのため、今年はず、福岡県との格差是正を優先に考えている。
- 3 福岡、広島には含まれている状況について、賃上げで底上げをし、山口を支えていきたい。

との主張がされました。

### 第 3 回専門部会では、

- 1 中賃の公益委員見解においても、物価高を含めて見解が出されている。  
今年に関しては、その物価高も時々の事情として捉えている。
- 2 中賃の C ランクの目安額の 30 円にプラス 1 円の 31 円が、最終的な主張である。  
プラス 1 円は地域間格差是正分として、こだわる部分である。
- 3 使用者側の歩み寄りもいただいているが、労働者側としても、引上げ額 31 円は主張としては変えられない。

との主張がされました。

## ●使用者側主張

### 第 1 回専門部会では、

- 1 地域別最低賃金については、基本的には最低賃金法第 9 条に基づく 3 要素について、各調査、データに基づいて決定されるべきものである。
- 2 平成 27 年からの生計費、あるいは労働者の賃金の推移と比較すると、これらを大幅に

上回る最低賃金が毎年決定されている。この結果は、いわゆる時々の事情という施策的な配慮が反映されたものであり、支払い能力を超えるような大幅な賃金上げがなされたことで、小規模、零細事業者に、過度の負担を強いてきている。

3 最低賃金の引上げ根拠については、賃金改定状況調査第4表の1.6%もあるが、本県における300人未満の中小企業の春闘の賃金上げ率が1.96%であり、本県固有のデータであるこの数値を用いた金額17円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。

4 物価の大幅上昇が最低賃金引上げの根拠と聞くと、過去、消費者物価指数が上がっていない中でも、最低賃金は上がってきている。

また、日銀によれば悪い物価上昇ということで、突発的な事象による物価上昇ということであり、最低賃金引上げの根拠になるか疑義もある。

物価上昇については、中小規模事業者が価格転嫁できていないため深刻な影響を受けている。

5 中小規模事業者の状況について月次景況調査結果の各指数を見ると、大幅にマイナスであり、コロナ前に戻り切っていない。

価格転嫁ができたところは4分の1、昨年度の引上げは30%が影響ありと回答し、さらに引上げ額に対する影響率は16.9%を超えている。また、この引上げが賃金あるいは雇用に影響しているとの結果も出ており、仮に今年、最低賃金が3%の引上げがなされた場合に約半数の経営への影響があるといった回答であった。

6 賃金引上げに関する生産性向上の施策については設備投資を伴うが、多くの中小規模事業者は設備投資を行う余裕はなく、助けにはならない。

との主張がされました。

## 第2回専門部会では、

1 現時点では、前回主張した引上げ額17円から変更は考えていない。

使用者側としては、法に基づく原則、山口県における資料も事務局から提示されており、これらを踏まえた額の提案を行っている。

2 公益委員から「直近の物価上昇分を引上げ額に考慮できないか」との提案があったが、最近の急激な物価上昇は、春闘の賃上げ率1.96%に反映されていないのは承知しており、ただ、どのような数値を基にその物価上昇分を考慮すべきかが不明である。

3 次回専門部会までに、主張している引上げ額17円に対し、山口市の物価上昇分の数値を加えた金額を改めて検討することとしたい。

との主張がされました。



### 第3回専門部会では、

- 1 再検討した結果、春闘妥結時期後の物価の上昇要素を数値化し、消費者物価上昇の影響分として、企業側においても企業物価指数の上昇や価格転嫁が容易でない中小企業も多くあることを考慮し、その 1/2 である 0.45%を反映させる。春闘の賃金引上げ率 1.96%にこれを加算して導いた 21 円を再提示する。
- 2 前回、前々回も主張したが、経営上、大幅引上げは、企業の倒産、雇用調整にも影響する問題であることも考えるべきである。
- 3 公益委員からの再度の要請を受け、4月以降物価が大幅に上昇していることを考慮し、6月の物価指数と3月の物価指数の差を勘案して、消費者物価上昇の影響分を上記1と同様の考え方により 0.95%と算出。春闘の賃金引上げ率 1.96%にこれを加算して導いた 25 円を再提示する。
- 4 公益委員からの更なる要請を受け、労働者側との合意を図るため、昨年度の最低賃金の額 857 円に6月の消費者物価指数の対前年同月比 3.2%を乗じた 28 円を最終的な引上げ額として提示する。

なお、消費者物価指数を用いるのは、合意に向けて歩み寄るための今年限りの特殊要素である。

との主張がされました。

#### ●意見の不一致

以上のとおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。

## 山口県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 857 円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和2年度
- (3) 生活保護水準  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,581 円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1か月換算額

$$857 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 121,689 \text{ 円}$$